

## 岡山県美作県民局勝英地域事務所自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、岡山県美作県民局勝英地域事務所内に自動販売機を設置する者を公募する。

令和7年6月11日

岡山県美作県民局長 東 寛

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名 岡山県美作県民局勝英地域事務所自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和7年9月1日から令和8年8月31日まで
- ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると岡山県が判断した場合は、令和8年9月1日から4年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所 岡山県美作県民局勝英地域事務所内（美作市入田 291-2）
- (4) 設置区分 A：本館1階1箇所 1台（清涼飲料水）  
B：本館3階1箇所 1台（清涼飲料水） 計2台
- 詳細については、岡山県美作県民局勝英地域事務所自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）の「1公募物件」を参照すること。なお、設置区分A、Bのうち、いずれかの公募のみに参加することは不可とする。

### 2 公募に参加できる者の資格

公募の日から設置事業者が決定する日までの間、次の要件を全て満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、自動販売機の故障、苦情等の緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 破産者で復権を得ない者
  - ⑥ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
  - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

- ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

### 3 公募に関する事務を担当する課の名称等

岡山県美作県民局地域政策部勝英地域総務課  
〒707-8585 美作市入田 291-2  
電話番号 (0868) 73-4051  
FAX番号 (0868) 72-6384

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配布する。

① 配布期間 令和7年6月11日（水）から令和7年7月7日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 配布場所 上記3の場所とする。

なお、岡山県美作県民局勝英地域事務所ホームページからダウンロード可。

(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/132/>)

(2) 必要種類の提出期間、場所及び方法

この公募に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、岡山県美作県民局勝英地域事務所自動販売機設置事業者公募参加意思表明書（様式第1号。以下「参加意思表明書」という。）

その他必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関し岡山県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

① 提出期間 令和7年6月11日（水）から令和7年7月7日（月）まで（閉庁日を除く。）

く。)の午前9時から午後5時まで

- ② 提出場所 上記3の場所とする。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。令和7年7月7日(月)午後5時までに必着のこと。）  
※ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。

④ 提出書類

ア 法人

- (ア)参加意思表明書（様式第1号）
  - (イ)販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
  - (ロ)設置を予定している自動販売機のカタログ ※設置場所ごとに提出
  - (ハ)登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書<商号、住所、代表者、設立日を証明するもの>）
  - (ニ)印鑑証明書
  - (ホ)決算関係書類（直近1年分）
  - (ヘ)役員一覧（氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されていること）
  - (コ)岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）
  - (ケ)岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）  
※岡山県内に本社がある場合は、当該本社の所在地の市町村税の完納証明書  
※岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
  - (セ)本社等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書<その3の3>）
- ※1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、（4）の方法により担当課へ確認したうえで、当該事由説明書（様式任意）を提出すること。
- ※(ウ)～(カ)及び(ク)～(コ)については、コピーでも可。
- ※(エ)、(オ)及び(ク)～(コ)については、発行日から3ヶ月以内のもの。

イ 個人

- (ア)参加意思表明書（様式第1号）
  - (イ)販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
  - (ロ)設置を予定している自動販売機のカタログ ※設置場所ごとに提出
  - (ハ)本籍地の市町村長が発行する身分証明書
  - (ニ)法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
  - (ホ)印鑑証明書
  - (ヘ)岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）
  - (ケ)岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）
  - (セ)所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書<その3の2>）
- ※1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、（4）の方法により担当課へ確認したうえで、当該事由説明書（様式任意）を提出すること。
- ※(ウ)～(ク)については、コピーでも可。

※(エ)～(ケ)については、発行日から3ヶ月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

① 審査結果の通知

(2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

①の通知を受け取った者は、令和7年7月22日(火)までに、下記(4)③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和7年6月11日(水)から令和7年6月27日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 方 法 仕様書等に対する質問・回答書(様式第3号)をFAXすること。
- ③ 宛 先 岡山県美作県民局地域政策部勝英地域総務課  
FAX番号(0868)72-6384
- ④ そ の 他 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 選考(入札)

選考に参加する者(以下「選考参加者」という。)は、売上手数料率見積書(様式第4号。以下「見積書」という。)を提出すること。

(1) 選考日時

令和7年7月24日(木) 14時

(2) 選考場所

岡山県美作県民局勝英地域事務所2階(美作市入田291-2)

(3) 見積書の提出方法

直接、選考場所へ持参すること。郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。

(4) 設置予定事業者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定に準じ、選考参加者が提出した見積書に記載された率が、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の率であった者を設置予定事業者とする。

(5) 見積書の記載方法

選考参加者は、少数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。

(6) 岡山県が予定する売上手数料率以上での見積者がいない場合は、直ちに再度の選考を行う。

(7) くじによる見積順位の決定方法

同率の見積りをした者があるときは、直ちに当該選考参加者にくじを引かせ、見積順位を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ見積順位を決定するものとする。

(8) 選考参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(9) 代理人が見積りをする場合は、見積書に選考参加者の氏名又は名称若しくは商号、並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

この場合は、選考日当日、契約を締結する権限を有する者からの委任状(様式第5号)を提出しなければならない。

(10) 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

## 7 見積の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (4) その他岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 140 条各号に掲げる入札に準じた見積

## 8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、7に該当していないかについて審査する。
- (2) (1)の審査は、最高の売上手数料率で見積りをした選考参加者から、売上手数料率の低い見積りをした選考参加者へと順次実施し、7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

## 9 公表

8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、選考参加者全員に通知するとともに、岡山県美作県民局勝英地域事務所ホームページにおいて公表する。

## 10 その他

- (1) 契約書等作成の要否  
要
- (2) 契約保証金  
岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (3) 自動販売機の撤去及び移設について  
岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとする。
- (4) その他詳細については、仕様書による。